

【紹介手数料返戻金制度】

ヒューマンリレーション協同組合が紹介した採用決定者が、一身上の都合により6ヶ月以内に退職した場合は、ヒューマンリレーション協同組合は求人者に対して、領収済みの紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて返還するものとする。

また、求人者の採用決定者に対する対応が、労働関係法令に違反し、それが理由に採用決定者が退職した場合は紹介手数料の返還は行わないものとする。

記

- | | | |
|------------------|--------|------|
| 1) 1 カ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の | 100% |
| 2) 3 カ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の | 80% |
| 3) 4 カ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の | 60% |
| 4) 5 カ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の | 40% |
| 5) 6 カ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の | 20% |

以上